

講師規約

本規約（以下「講師規約」という。）は、一般社団法人世界遺産協会（以下「当協会」という。）が主催するセミナー及びイベント等において、講師をする当協会のすべての会員（以下「認定インストラクター」という。）に適用する。

第1条(講師規約への同意)

- 1 認定インストラクターは、講師規約の定めに従って当協会の講師をしなければならず、講師規約に同意しない限り講師をすることはできないものとする。
- 2 認定インストラクターが、講師規約への同意手続を行い、講師として登録をした時点で、認定インストラクターと当協会との間で、講師規約の諸規定に従った契約（以下「本契約」という。）が成立する。

第2条(認定条件)

- 1 認定インストラクターは、当協会が別に定める会員規約の定めに従った会員（以下「当協会の会員」という。）の資格を保有する者を対象とする。
- 2 当協会の会員が認定インストラクターとして登録するためには、当協会へ認定申請を行う。
- 3 当協会は、前項の申請受理後、速やかに選考方法及び審査手数料を申請人へ通知する。
なお、申請人は通知到達後2週間以内に当協会の指定する方法により審査手数料を支払うものとする。
- 4 当協会が前項の選考結果により、申請人を認定インストラクターとして承認する場合、速やかに申請人へ通知し、申請人はその通知受領後2週間以内に初回登録手数料（当協会のサイト掲載手数料・初年度分の名刺発行手数料を含む）5000 円を当協会が指定する支払い方法により支払うものとする。なお、当協会は選考結果に対するいかなる問い合わせにも一切対応しないものとする。
- 5 前項の支払いが完了し、講師写真と講師プロフィールを提出するとともに、当協会が運営する認定インストラクター専用オンラインサロン（以下「本サロン」という。）に加入するものとする。本サロンの加入方法は、前項の支払い完了後、当協会から別途案内する。
- 6 前5項の規定する手続きが完了した時点で、認定インストラクターの登録が完了する。

第3条(会費及び更新)

- 1 本サロンの年間会費は、年間 5,000 円とする。
- 2 当協会は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。
- 3 認定インストラクターの資格の有効期限は、登録完了した日から 1 年間とし、講師規約第8条

による講師登録の解除がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

- 4 前項の更新時、本サロンの年間会費を支払うものとする。
- 5 当協会は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする。

第4条(費用)

- 1 当協会が主催するセミナー及びイベントにかかる会場費及び広告・宣伝費は、当協会の全額負担とする。
- 2 認定インストラクターの名刺は、当協会が発行するものとし、認定インストラクターが追加の名刺を発注する場合は、当協会に発行を依頼するものとする。なお、追加の発行手数料は3000円とし、認定インストラクターの全額負担とする。

第5条(報酬)

- 1 認定インストラクターが講師業務を行った場合の報酬等は、かかる業務を行う毎に事前に当協会と協議して決定する。

第6条(セミナー等で使用する資料等)

- 1 認定インストラクターは、セミナー等で使用する資料及びレジュメを作成するものとする。
- 2 認定インストラクターは前項の資料等をセミナー等の開催前に当協会に提出し、当協会からセミナー等で使用許可を取得するものとする。当協会が資料等の修正が必要と判断した場合、認定インストラクターは当協会の指示どおり対応する。
- 3 第1項の資料及びレジュメは、作成した認定インストラクターと当協会の共同著作物とする。

第7条(守秘義務)

- 1 認定インストラクターは、当協会の承諾がない限り、当協会から提供された一切の情報及び講師をしたことで知った個人情報を秘密情報とし、第三者に開示又は漏洩しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - ①既に公知の情報
 - ②開示後、責めに帰すべき事由なく公知となった情報
 - ③当協会から提供を受ける前に自ら知り得ていた情報
 - ④当協会と関係のない情報源から適法に得た情報

第8条(規約違反に対する措置)

- 1 当協会は、認定インストラクターが以下の各号に該当し又は該当するおそれがあると当協会が判断した場合には、当協会の裁量により、何らの通知を行うことなく、当該認定インストラクターに対し、講師登録の解除等の措置(以下、「解除等」という。)を講じることができる。
 - ① 会員規約及び講師規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 当協会に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
 - ③ 認定インストラクターが支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、もしくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあった場合
 - ④ 認定インストラクターが死亡し又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - ⑤ 反社会的勢力等であるか、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている」と当協会が判断した場合
 - ⑥ 認定インストラクターが、当協会の規約に違反する方法で自身のビジネスを宣伝するなど、不正な競争とみなされる方法で講師業務を行った場合
 - ⑦ その他前各号に類する事由があると当協会が判断した場合
- 2 認定インストラクターは、登録解除の後も、当協会及び第三者に対する講師規約上の一切の義務及び債務(損害賠償債務を含む)を免れるものではない。
- 3 当協会は、本条に基づき当協会が行った行為により認定インストラクターに生じた損害について一切の責任を負わず、認定インストラクターの登録解除後も、当該認定インストラクターが当社に提供した情報を保有・利用することができるものとする。
- 4 当協会は、認定インストラクターが第1項各号に該当し又は該当するおそれがあると当協会が判断した場合その他当協会が必要と認める場合には、認定インストラクターに対し、違反行為の中止、送信または投稿した情報の自発的な削除・訂正等を求めることがあり、認定インストラクターは、当社が定める期間内に当該求めに応じるものとする。
- 5 当協会は、本条に基づき当協会が行った措置により認定インストラクターに生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとする。

第9条(認定インストラクターの肩書の使用について)

- 1 認定インストラクターは、講師登録をしている間は、次の条件にしたがって認定インストラクターの肩書を使用することができる。
 - ① 当協会にしたがって使用すること
 - ② 認定インストラクターが当協会のセミナー等において提供・提出したコンテンツに関連した活動をする場合であること
 - ③ 当協会が認定インストラクターの肩書の使用(名刺使用も含む。)を当該認定インストラクターに

対して中止するように求めた場合には、直ちに従うこと

第10条(講師規約の更新)

- 1 当協会は、当協会の判断において講師規約の内容を変更または追加することができる。変更後の講師規約は当協会が別途定める場合を除いて当協会の運営するウェブサイトに掲示する。
- 2 変更内容は、別段の記載がない限り、掲載の日に発効する。
- 3 講師規約の変更後に認定インストラクターの登録を継続した場合には、認定インストラクターは当該変更に同意したものとみなす。
- 4 変更後の講師規約は、それ以前の講師規約に優先して適用されるものとする。
- 5 講師規約の重大な改訂を行う場合は、認定インストラクターのアカウントに指定された E メールアドレスに通知を送るか、当協会の任意の方法により通知を行う。

第11条(準拠法及び合意管轄)

- 1 当協会と認定インストラクターとの間の法律関係については、日本法を準拠法とするものとし、講師規約は日本語版の講師規約をもって当協会と認定インストラクターの法律関係を規律する規約の正文とする。
- 2 本規約に起因し若しくは関連する一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

令和6年8月2日改訂